

保護者の皆様へ

DPT-IPV-Hib 5種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・インフルエンザ菌 B 型(ヒブ))

予防接種のお知らせ

(R7.4)

ジフテリアはジフテリア菌感染による病気で、喉の痛みやせき、嘔吐などの症状が現れ、呼吸困難から窒息、心筋梗塞や神経麻痺を引き起こすことがあります。しかし、予防接種の普及により国内での発生はほぼありません。

百日せきは、百日せき菌の飛沫感染による病気で、初めは普通の風邪のような症状が現れ、後に強いせきが起ります。熱は出ませんが、乳児では特に重症化し、チアノーゼやけいれんを起こすことがあります。

破傷風は、おもに土の中に潜んでいる破傷風菌が、傷口から体の中に入ることによって起こります。菌から出した毒素により、口が開かなくなったり、けいれんを起こしたり、死亡することもあります。

ポリオ(急性灰白髄炎)は、ポリオウイルスに感染し、主に四肢に非対称の弛緩まひを引き起こす疾患で「小児まひ」とも呼ばれます。感染者の中で約 1,000~2,000 人に 1 人が永続的なまひ症状を発症します。国内では 1980 年に最後の 1 例が発生して以降は報告されていませんが、世界的には多くの患者がいます。

インフルエンザ菌 B 型(ヒブ)は、乳幼児の感染症、肺炎、喉頭蓋炎、敗血症等の重症感染症を引き起こす細菌で、感染症の致命率は 0.4~4.6%、後遺症率は 11.1~27.9% です。しかし、平成 25 年からヒブワクチンが定期接種化されたことにより、ヒブによる重症感染症はほぼ 100% 予防可能となりました。

5種混合予防接種はこれらの病気に対する免疫をつけます。

今回送付した予診票 4枚はすべて使用しますので、大切に保管をしておいてください。

1 標準接種年齢

初回接種…生後2か月から生後7か月に至るまでの間に接種を開始し、

20 日～56日の間隔をあけて3回接種

追加接種…初回接種終了後6か月から18か月までの間隔をあけて1回接種

【予防接種実施医療機関は、
こちらからご確認ください】



2 法定接種年齢

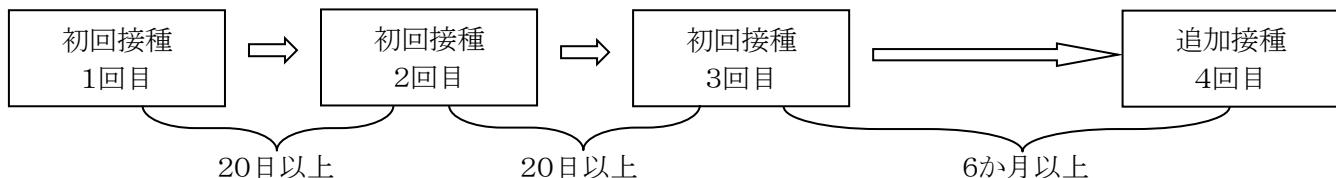
法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢)の間であれば、5種混合の定期予防接種を受けることができますが、なるべく標準接種年齢で受けてください。

5種混合の法定接種年齢…「生後2か月の応当日の前日」から「7歳6か月の応当日の前日」まで

3 予防接種を受ける回数と標準接種期間

・初回接種は、20日以上の間隔をあけて3回接種してください。(標準的には20日～56日の間隔をあけて3回接種)

・追加接種は、初回接種終了後、6か月以上の間隔をあけて接種してください。(標準的には6か月～18か月の間隔をあけて接種)



*生後6か月以降からヒブによる細菌性髄膜炎にかかるお子さんが増えますので、生後6か月までに初回3回の接種を済ませておくことが望ましいとされています。

4 異なるワクチン同士の接種間隔

5種混合ワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。

*他の予防接種との同時接種や接種間隔については、医師にご相談ください。

5 予防接種を受ける場所

上記コードよりご確認ください。

*目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

6 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記2)の期間内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない任意接種として取り扱われ、有料になります。

7 予防接種の副反応について

主な副反応は、接種部位の発赤・腫脹（はれ）・硬結（しこり）等の局所反応です。また、接種部位以外の副反応として発熱・不機嫌等が見られます。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

また、稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状・じんましん・呼吸困難等）・急性血小板減少性紫斑病（紫斑・鼻出血・口腔粘膜の出血等）・脳炎・けいれん等が起こる可能性があります。

8 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、予防接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。（保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記13をご覧ください。）
- (4) 年度途中で使用するワクチン等が変更となる場合があります。最新の予防接種情報は目黒区公式ウェブサイトよりご確認いただけます。

9 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん（37.5℃以上）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん
- (4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

10 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん（ひきつけ）等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

11 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

12 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害（医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ること）は、極めて稀ですがなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

予防接種法に基づく予防接種を受けたかたに健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、区により給付が行われます。救済制度の内容については下記のコードより目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

13 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状（区指定様式）を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記コードの目黒区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄（同意欄）に、署名をすることになります。



【予防接種による健康被害救済制度】



【委任状(子どもの予防接種)】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047